

2019年度(平成31年度)

会員登録手続き要覧

一般社団法人兵庫県ボウリング連盟

会員の種類		継 続 会 員	
		登録手続き方法	備考
賛助会員	個人会員	1. 特別個人会員継続入会申込書 (1部) 2. 年会費 1人 20,000円	JBC 特別個人会員に登録 個人登録は別に 1500円が必要
	法人会員	1. 特別法人会員継続入会申込書 (1部) 2. 年会費 1口 50,000円	JBC 特別法人会員に登録
正会員	個人会員	1. JBC 個人正会員継続登録申請書 (3部) 2. 年会費 1人 6,500円 (大学生は、1人 3,000円)	【連盟事務局受付】 1月10日～3月31日迄 (特別措置適用期間は、2019年(平成31年)2月28日まで)
	実業団会員	1. (公財)全日本ボウリング協会 実業団登録申請書 (3部) 2. JBC 実業団登録会員名簿 (3部) 3. 年会費 1口 32,500円 (5名) (注)・平成31年度は3名以上で登録出来る。 但し、JBC 年会費は5名分が必要。 ・継続メンバーが5名に達しない場合は、5名に達するまでの補充が認められる。 ・継続時の補充は年会費が必要 (JBC 入会金は不要) ・年度途中における補充は、JBC 入会費、会費は不要。 ・構成メンバー5名以上の場合の追加登録は、すべて新規入会扱いとする。	但し、下記競技会への参加者は、それぞれの登録締切日までに会員登録を終えること。 ・第49回関西選抜選手権大会 (2月28日まで) ・第54回兵庫県選手権大会 (2月28日まで)
	高等学校登録会員 高校生会員およびジュニア会員	●高校・中学・小学生及び18歳未満の者 「高等学校登録」 1. (公財)全日本ボウリング協会 高等学校登録申請書 (3部) 2. JBC 高等学校登録会員名簿 (3部) 3. 年会費 1校 5,000円 「個人登録」 1. JBC ジュニア会員登録申請書 (3部) [支部名、クラブ名を記入する] 2. 年会費 1人 500円	【連盟事務局受付】 2月1日～3月31日迄
個人普通会員	1. JBC 個人普通会員継続申請書 (3部) 2. 年会費 1人 2,000円	【連盟事務局受付】 1月10日～3月31日迄	

会員の種類		新規会員	
		登録手続き方法	備考
賛助会員	個人会員	1. 特別個人入会申込書(1部) 2. 年会費 1人 20,000円	JBC 特別個人会員に登録 個人登録は別に2,500円が必要
	法人会員	1. 特別法人会員入会申込書(1部) 2. 年会費 1口 50,000円	JBC 特別法人会員に登録
正会員	個人会員	1. JBC 個人正会員登録申請書(新規)(3部) [支部名、クラブ名を必ず記入する] 2. 入会金 1人 1,000円 3. 年会費 1人 6,500円 (大学生は、1人 3,000円)	
	実業団会員	1. (公財) 全日本ボウリング協会 実業団登録申請書(3部) 2. JBC 実業団登録会員名簿(3部) (「新規」を○で囲む。補充の場合は別の用紙で提出し「補充」を○で囲む) 3. 入会金 1人 1,000円 4. 年会費 1人 6,500円	
	高等学校登録会員 高校生会員 および ジュニア会員	● 高校・中学・小学生及び18歳未満の者 「高等学校登録」 1. (公財) 全日本ボウリング協会 高等学校登録申請書(3部) 2. JBC 高等学校登録会員名簿(3部) 3. 年会費 1校 5,000円 「個人登録」 1. JBC ジュニア会員登録申請書(3部) [支部名、クラブ名を記入する] 3. 年会費 1人 500円	
個人普通会員		1. JBC 個人普通会員登録申請書(新規)(3部) [支部名、クラブ名を必ず記入する] 2. 年会費 1人 2,000円	
<p>《備考》 1. 2019年度(平成31年度)も各クラブ「支部・クラブ登録申請書」(1枚)を提出する。</p> <p>2. 移籍の手続き 会員が、支部・クラブを移籍する時は、所定の用紙に移籍手数料320円(県外移籍の場合は540円)を添えて申請する。(両クラブ長と地区運営委員長の承認が必要)</p> <p>3. 会員の種類を変更する場合は、次の手続きによる。</p> <p>(1) 個人正会員から実業団会員へ 会員証を添付して、実業団会員の移動手続きをとる。JBC 会費が必要。</p> <p>(2) 実業団会員から個人正会員へ 会員証を添付して、個人正会員の移動手続きをとる。JBC 会費が必要。</p> <p>(3) 高等学校登録会員、高校生会員およびジュニア会員から個人正会員、個人普通会員へ 所定の移籍手続きにより、会員証を添えて申請する。入会金は不要。</p> <p>(4) 高等学校登録会員、高校生会員およびジュニア会員から実業団会員へ 会員証を添えて、実業団会員の新規登録手続きをとる。入会金は不要。</p> <p>(5) 個人普通会員が個人正会員になる場合には、改めて個人正会員登録申請書に入会金、年会費を添えて申請する。この場合、個人普通会員でなくなる。(二重登録できない)</p> <p>(6) 小、中、高校生が、進学によりそれぞれ種類が変わる時は、会員証を添えて切り替えの手続きをとる。</p> <p>4. 会員証を紛失したときは、「会員証再交付申請書」に手数料320円を添えて申請する。</p> <p>5. 改姓、住所変更等、登録事項に変更が生じた時は、その都度書面で提出のこと。</p>			